

KOMEI 土地家屋調査士編 2025 公明ニュース

公明党は 土地家屋調査士の さらなる活躍へ 全力をあげています！



現場の視点から法改正を推進

公明党の推進により令和2年の改正で土地基本法第6条に、土地所有者の責務として「土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならない。」ことを規定。この改正は、土地所有者から土地の境界立会いに協力しなければならない理由を問われる等の苦情に際し、境界確認の重要性を理解してもらう契機となりました。令和3年改正民法・不動産登記法を成立させ、令和6年4月より、相続登記が義務化。土地家屋調査士の皆様の活躍の場が更に広がりました。



土地家屋調査士業務拡大に尽力

所有者不明土地の発生予防と利用の円滑化を図るため、令和3年に「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の成立を公明党がリード。附帯決議に土地家屋調査士を活用することを明記し、業務拡大への道を開きました。